

出産費等の医療機関等への直接支払制度

直接支払制度とは、出産費又は家族出産費の額を上限として、共済組合から医療機関等へ直接出産費用を支払う制度です。多額の現金を用意しなくても安心して出産できるようにと創設されました。

対象者

出産費(家族出産費)の支給が見込まれ、直接支払制度を導入している医療機関等で出産する者

※組合員(本人)として継続して1年以上の加入期間があり、退職後6ヶ月以内の方は、当共済組の出産費の支給を受けることができます。

直接支払制度の上限金額

1児につき 420,000円

※産科医療補償制度未加入医療機関での分娩又は在胎週数22週未満の分娩の場合は408,000円となります。

手続方法

- ① 組合員証(組合員被扶養者証)の提示・入院
退職後6ヶ月以内の方の場合は、当共済組合が交付する「資格喪失証明書」を提示してください。



- ② 出産



- ③ 医療機関等と出産費等の申請・受取に関する代理契約の締結



- ④ 出産費用が上限金額を上回る場合は、その差額を医療機関等へお支払いください。



- ⑤ 「**出産費・同附加金 家族出産費・同附加金請求書(直接支払用)**」を共済組合へ提出してください。
(添付書類)

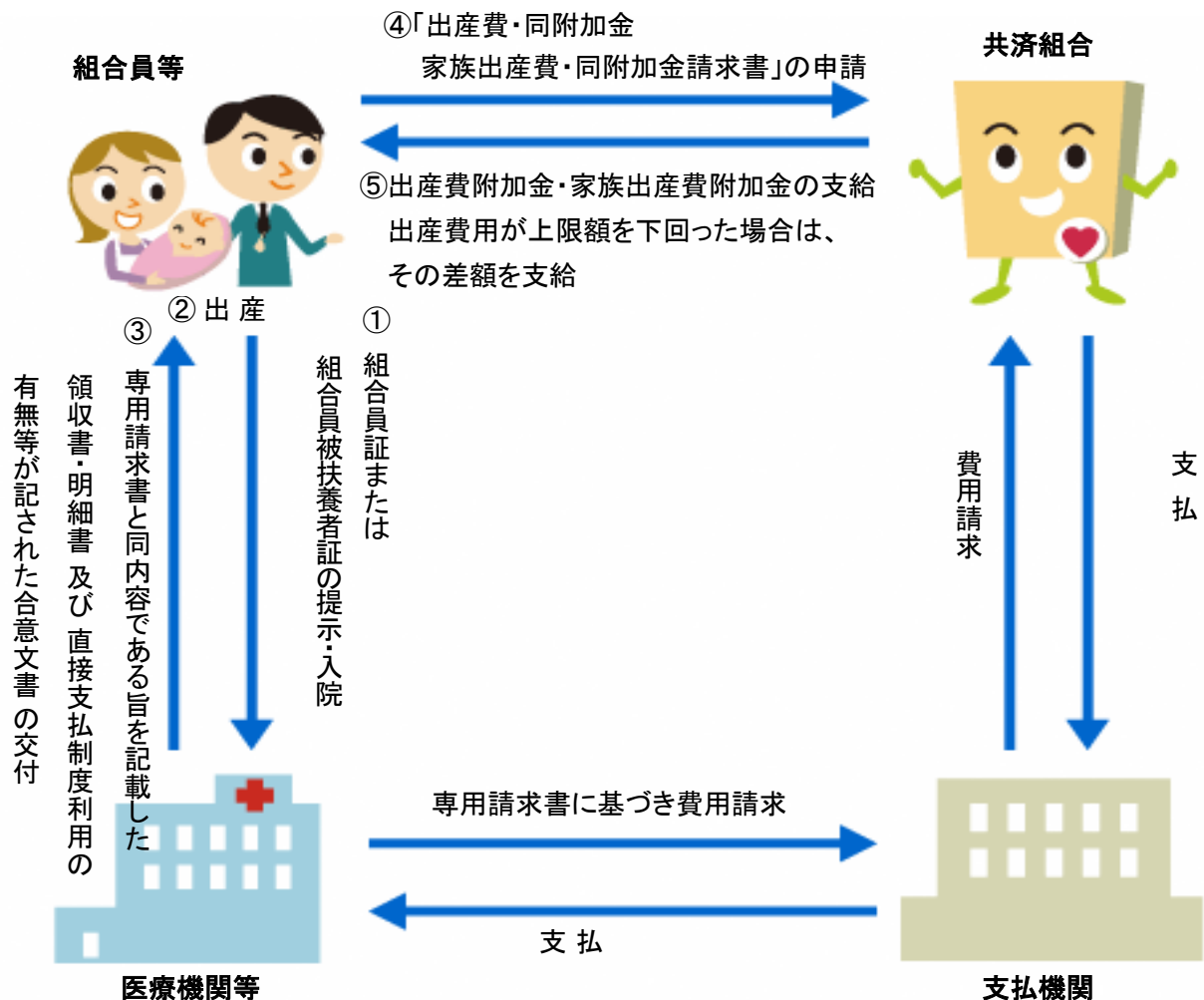
* 合意文書の写し

(医療機関等から交付される制度利用の有無等が記載された代理契約に関する文書)

※ 領収書・明細書の写し

(医療機関等から交付される産科医療補償制度の対象出産であることを証するスタンプの押印、代理申請・受取請求書「専用請求書」の内容と相違ない旨等記載されたもの)

※出産費附加金(家族出産費附加金)は当共済組合独自のものであるため、直接支払制度の対象外です。出産後に当該請求書を提出していただくことにより、組合員へ支給します。
また、出産費用が上限金額を下回った場合は、その差額も併せて支給します。



注意事項

- ✓ 帝王切開等の手術や入院療養を要するなど高額な保険診療が必要と分かった場合は、あらかじめ共済組合から限度額適用認定証を発行しますので、申請してください。
- ✓ 直接支払制度を導入している医療機関等で出産する場合でも、当該制度を利用せず、組合員が直接共済組合へ請求して支給を受けることもできます。